

大田区分別収集計画

(第9期 令和2～6年度)

令和元年6月
(令和3年度一部改訂)

大 田 区

大田区分別収集計画 目次

1 計画策定の意義	1
2 基本的方向	1
3 計画期間	1
4 対象品目	2
5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）	2
6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）	2
7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）	3
8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）	3
9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	4
10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）	5
11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）	5
12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	6

1 計画策定の意義

経済発展に伴う大量生産及び大量消費は、国民の生活様式の多様化や利便性の向上に貢献した一方、廃棄物の排出量の増加による環境の負荷の増大や最終処分場の逼迫等の深刻な社会問題を発生させた。資源の大量消費、ごみの大量排出・処分は、資源の枯渇化や地球環境問題と密接に結びついている。ごみのない持続可能な循環型社会を形成していくためには、「大田区一般廃棄物処理基本計画」に定める事項を円滑かつ的確に実施することに加え、施策展開の方向を総合的かつ体系的に示した「おおた未来プラン10年（平成21年3月策定）」の取り組み成果を検証し、取り巻く社会経済状況の変化に対応しながら、ごみの排出を抑制し、リサイクルを推進していく必要がある。

本計画は、このような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器リサイクル法」という。）第8条に基づき、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進及び分別収集の実施等に関する事項について定めたものである。また、本計画を公表することにより、区民・事業者・区がそれぞれの役割を認識し、積極的に責任を果たしながら、相互に連携・協働して、消費者の分別意識向上の取り組みの環をより一層広げていくことに繋げることとする。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の減量と有効利用を図り、もって、最終処分場の延命化と環境にやさしい「循環型社会の実現」「ごみのない循環のまち・おおた」の形成を目指すものである。

なお、令和4年度から、プラスチック製容器包装を含む資源プラスチックリサイクル事業を実施する予定であることを踏まえ、令和3年度において本計画を一部改訂することとする。

2 基本的方向

本計画の実施にあたっての基本的方向は、次のとおりである。

- 容器包装廃棄物の排出抑制を最優先の課題として、再使用・リサイクルを基本とした循環型社会を形成する。
- 区民、事業者等と相互に連携・協働して、消費者の分別意識の向上、資源回収の充実を図る。
- 効率的かつ環境負荷の低減に配慮した収集・処理システムの構築を目指す。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに見直しの上、令和4年度に改定する（法第8条第1項）。

なお、本計画は令和3年度に一部改訂を行うが、関係法令の規定に基づき、上記計画期間の変更は行わない。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、次の容器包装を対象とする。

- ① スチール製容器
- ② アルミニウム製容器
- ③ ガラス製容器（無色・茶色・その他）
- ④ 飲料用紙製容器（紙パック）
- ⑤ 段ボール
- ⑥ ペットボトル
- ⑦ 食品トレイ（白色及び色、柄付きを含む）
- ⑧ プラスチック製容器包装（発泡スチロール）
- ⑨ プラスチック製容器包装（発泡スチロール以外）

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

単位：t

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
容器包装廃棄物	38,849	39,007	39,136	39,343	39,306

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出者である区民、事業者等への情報提供と意識向上を目的として、以下の方策により普及・啓発を推進する。

(1) 協働の推進【資源循環学習教室（環境学習）】

将来を担う子どもたちが廃棄物の処理や資源の有効利用について学び、実践することを目的として、小学校（主に4年生）を対象として行ってきたが、対象を拡大し保育園（私立も含む）・児童館に対しても資源循環学習教室を実施する。

また、区民の清掃・リサイクル事業に対する理解を深めるため、資源循環学習教室の対象者拡大に向けた検討を行い、「出前講座」をさらに充実し、区民、事業者等との連携・協働の推進を図る。

(2) 3Rの推進キャンペーン

毎年10月の「3R推進月間」に合わせ、区報、ホームページ等を活用した3Rに関するキャンペーンを展開する。

また、区内の小中学生から地球にやさしいまちづくりポスターを募集し、表彰する。作品は、区役所、生活展、環境フェア等で展示し、区民の意識啓発を図る。

(3) イベント開催時における普及・啓発

O T Aふれあいフェスタ、生活展、エコフェスタワンダーランド、環境フェア

などのイベント開催時に、分別に関するゲームの実施、スケルトン車による積込み体験等を行い、廃棄物の扱いに対する区民の意識を高める。また、区民にマイバックを配布し、ごみ減量を意識したライフスタイルを呼びかける。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

廃棄物処理施設の整備状況、再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類を次のように定める。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミニウム製の容器	かん
主としてガラス製の容器 無色のガラス製の容器 茶色のガラス製の容器 その他のガラス製の容器	びん
主として紙製の容器包装であって、飲料を充てんするためのも（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	紙パック
主として段ボール製のもの	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって、飲料又はしょう油等を充てんするためのも	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって、上記以外のもの	食品トレイ（白色及び色、柄付きを含む）
	容器包装プラスチック ①発泡スチロール ②発泡スチロール以外

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

各年度における分別収集対象品目の回収量見込みは次のとおりである。

単位：t

分別収集する 容器包装の種類	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
主としてスチール製の容器	1,187	1,192	1,196	1,203	1,201
主としてアルミ製の容器	585	587	589	592	592
無色のガラス製の容器	1,804 (1,804)	1,811 (1,811)	1,817 (1,817)	1,827 (1,827)	1,826 (1,826)
茶色のガラス製の容器	1,115 (1,115)	1,119 (1,119)	1,123 (1,123)	1,129 (1,129)	1,128 (1,128)
その他のガラス製の容器	2,827	2,838	2,848	2,863	2,860
	引渡 量 2,436	引渡 量 2,446	引渡 量 2,454	引渡 量 2,467	引渡 量 2,465
	独自 処理 量 391	独自 処理 量 392	独自 処理 量 394	独自 処理 量 396	独自 処理 量 395
主として紙製の容器包装であって、飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	173	174	174	175	175
主として段ボール製のもの	8,610	8,645	8,674	8,720	8,712
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって、飲料又はしょう油等を充てんするためのもの	3,024 (3,024)	3,036 (3,036)	3,046 (3,046)	3,062 (3,062)	3,059 (3,059)
主としてプラスチック製の容器包装であって、上記以外のもの	133	133	291	450	450
	引渡 量 —	引渡 量 —	引渡 量 158	引渡 量 317	引渡 量 317
	独自 処理 量 133	独自 処理 量 133	独自 処理 量 133	独自 処理 量 133	独自 処理 量 133

注1：括弧内の量は、指定法人による引き取りではなく、市町村が独自に処理を行う予定量を示す。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の見込み

=直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

容器包装廃棄物の分別収集は、資源回収場所（集積所）において実施することを基本とする。

また、自治会、町会等の区民団体が実施している集団回収についても、促進を図る。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管 等段階
金属	スチール製容器	かん	区民団体による 集団回収	民間業者
			区による分別収集	民間業者
	アルミニウム製容器	かん	区民団体による 集団回収	民間業者
			区による分別収集	民間業者
ガラス	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	びん	区による分別収集	民間業者
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	区民団体による 集団回収	民間業者
			区による分別収集	民間業者
	段ボール	段ボール	区民団体による 集団回収	民間業者
			区による分別収集	民間業者
プラ スチ ック	ペットボトル	ペットボトル	区による分別回収	民間業者
	その他のプラスチック製 容器包装	食品トレイ 発泡スチロール 上記以外	区による分別回収	民間業者

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集した容器包装廃棄物を、区内の民間業者の施設において選別、圧縮、保管する。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

容器包装廃棄物の分別回収を円滑かつ効率的に進めるために、区民、区民団体及び事業者の代表により構成される大田区清掃・リサイクル協議会の意見を聴取する。

自治会、町会等の区民団体の自主的な活動である集団回収を促進するため、必要な支援を実施する。